

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始 変更 廃止 日 日 日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
保健衛生推進事業	市長 保健衛生局 保健部 保健衛生総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	保健衛生及び医療事業の推進に携わる各種団体や協議会、委員会等の名簿を活用することにより連絡調整を図ること	保健衛生、医療事業に関わる団体、協議会、委員会の委員	○	○	○	○			
さいたま市精神保健福祉審議会運営事務	市長 保健衛生局 保健部 保健衛生総務課	平成15年4月1日 令和5年4月1日	さいたま市精神保健福祉審議会条例に基づき設置されたさいたま市精神保健福祉審議会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。選任された委員については名前と略歴を公表し、名簿は、総務課へ報告する。	審議会委員	○	○	○		○		
指定病院、応急入院指定病院の指定事務	市長 保健衛生局 保健部 保健衛生総務課	平成15年4月1日 令和5年4月1日	精神保健福祉法第19条の8の規定による指定病院、法第33条の7第1項の規定による応急入院指定病院及び同条第2項後段の規定による特別措置を採ることができる応急入院指定病院の指定を行う。	病院開設者、従事者	○	○					
精神保健指定医に関する事務	市長 保健衛生局 保健部 保健衛生総務課	平成15年4月1日 令和5年4月1日	精神保健指定医及び精神保健指定医の指定を受けようとする者からの申請及び届出について、厚生労働大臣宛に進捗する。	市内に住所のある精神保健指定医及び精神保健指定医の指定を受けようとする者	○	○		○			
精神科病院等実地指導、措置入院患者等審査	市長 保健衛生局 保健部 保健衛生総務課	平成15年4月1日 令和5年4月1日	精神保健福祉法に基づき、市内精神科病院管理者等に対する報告徴収、入院患者に対する診察等を行い、法に基づく入院制度の適正な運用、入院患者に対する人権の擁護、適正な医療及び保護を図ることを目的とする。	市内精神科病院における病院従事者、入院者、保護者、扶養義務者、市長命令措置入院者等	○	○	○	○	○	○	
精神科救急医療体制整備事業	市長 保健衛生局 保健部 保健衛生総務課	平成15年11月1日 令和5年4月1日	埼玉県精神科救急医療体制整備事業実施要綱に基づき、県と共同で精神科救急情報センターを設置・運営し、夜間・休日にも緊急で精神科医療を必要とする精神障害者及び家族等の相談に応じるとともに、精神科病院・診療所、常時対応施設等への紹介体制を整備する。	精神科救急情報センターに相談した、早急に精神科医療を必要とする精神障害者及び家族等	○	○	○	○	○	○	

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
精神保健判定医及び参与員の候補者推薦事務	市長 保健衛生局 保健部 保健衛生総務課	平成18年4月1日 令和5年4月1日	心身喪失者等医療観察法に基づき、精神保健判定医及び精神保健参与員を厚生労働省に推薦するため、埼玉県に候補者名簿を提出する。	精神保健判定医及び精神保健参与員の候補者	○	○					
医療保護入院市長同意事務	市長 保健衛生局 保健部 保健衛生総務課	平成15年4月1日 令和5年4月1日	精神保健福祉法第33条第2項の規定に基づき、市長が医療保護入院の同意事務を行う。	家族等のない精神障害者	○	○	○	○	○	○	
局指定管理者審査選定委員会運営事務	市長 保健衛生局 保健部 保健衛生総務課	平成23年6月7日 令和5年4月1日	さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき設置されたさいたま市保健福祉局指定管理者審査選定委員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は原則非公開とする。選任された委員については名前を公表し、名簿は総務課へ報告する。	委員会委員	○	○	○		○		
さいたま市地域保健医療協議会運営事務	市長 保健衛生局 保健部 保健衛生総務課	平成22年4月1日 令和5年4月1日	さいたま市地域保健医療協議会設置要綱に基づき設置されたさいたま市地域保健医療協議会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。委員の一部を市民から公募し、結果を本人に通知する。選任された委員については名前を公表し、名簿は総務課へ報告する。	協議会委員及び委員公募応募者	○	○	○		○		
精神保健に関する技術研修受講者推薦事務	市長 保健衛生局 保健部 保健衛生総務課	平成15年4月1日 令和5年4月1日	依頼のあった研修主催機関に対し、受講希望者の願書を取りまとめ、受講者を推薦する。また、主催機関から依頼があった場合、研修受講の可否について、受講希望者宛通知を行う。	市内に勤務先があり、当該機関主催の研修受講を希望する者	○	○			○		
歯科口腔保健審議会運営事務	市長 保健衛生局 保健部 保健衛生総務課	平成25年5月1日 令和5年4月1日	さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例に基づき設置された歯科口腔保健審議会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。委員の一部を市民から公募し、審査の上、結果を本人に通知する。選任された委員については、名前を公表し、名簿は、総務課へ報告する。	審議会委員及び委員公募応募者	○	○	○		○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
食育を实践しようプロジェクト	市長 保健衛生局 保健部 保健衛生総務課	平成25年7月1日	市内に在住・在学の大学生を対象に食育の啓発を目的とした、食育事業の企画・実践を行う人材の育成を行うため、希望者を募集、食育に関する企画・実践の支援をし、必要な事務連絡等を行う。	参加希望者	○	○			○		
		令和5年4月1日									
ヘルスプラン21サポーター制度運営事務	市長 保健衛生局 保健部 保健衛生総務課	平成16年6月1日	市内で健康づくりに関する取組を実施しているものをヘルスプラン21サポーターとして登録し、名称や活動内容を市民に対し公開する。	登録希望者	○						
		令和5年4月1日									
健康診査等に係る事故・紛争等対応委員会	市長 保健衛生局 保健部 保健衛生総務課	平成26年4月1日	さいたま市附属機関の設置等に関する条例に基づき設置されたさいたま市健康診査等に係る事故・紛争等対応委員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は非公開とする。選任された委員については名前と略歴を公表し、名簿は、総務課へ報告する。	委員	○	○	○		○		
		令和5年4月1日									
さいたま市骨髄移植ドナー助成費交付事務	市長 保健衛生局 保健部 保健衛生総務課	平成26年8月1日	骨髄・末梢血幹細胞提供者を対象に、提供者の休業による経済的負担の軽減をもって、骨髄・末梢血幹細胞移植の推進及びドナー登録の推進を図るため、さいたま市骨髄移植ドナー助成費交付要綱に基づき、提供者からの助成費申請を受け付け、審査し、適正に助成費を交付する。	申請者	○		○		○		
		令和5年4月1日									
さいたま市がん対策推進協議会運営事務	市長 保健衛生局 保健部 保健衛生総務課	平成26年8月1日	さいたま市がん対策の総合的かつ計画的な推進に関する条例に基づき設置されたさいたま市がん対策推進協議会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。	協議会委員及び委員公募応募者	○	○	○		○		
		令和5年4月1日									
さいたま市健康マイレージ事業	市長 保健衛生局 保健部 保健衛生総務課	平成28年9月1日	運動習慣の少ない働き盛り世代等に向けて、スマートフォンアプリを活用することにより、楽しみながら、歩くことを中心とした継続的な健康づくりの取組を支援する。	事業の参加者	○	○			○	○	
		令和5年12月26日									

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始 変更 廃止 日 日 日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
健幸セミナー	市長 保健衛生局 保健部 保健衛生総務課	平成30年4月1日 令和5年4月1日	主に、市内企業・団体の代表者、総務・人事担当者の方を対象に、市内企業・団体の「健康経営」に対する機運醸成と、取組の活性化を目的とした健幸セミナーを開催するため、参加者の募集を行う。また、講師を選定し、依頼し、事務連絡する。	参加希望者、講師	○	○	○	○	○		
喫煙可能室に関する届出書受付事務	市長 保健衛生局 保健部 保健衛生総務課	平成31年2月22日 令和5年4月1日	健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第6項から第8項の規定に基づき、届出書の受け付け、台帳管理を行う。	飲食店関係者	○	○					
アレルギー疾患対応相談事務	市長 保健衛生局 保健部 保健衛生総務課	令和1年6月1日 令和5年4月1日	さいたま市アレルギー疾患対応相談実施要綱に基づき、アレルギー疾患に関する相談を受け付け、小児アレルギーエデュケーター看護師と連携を図りながら、アレルギー疾患の適切な対応等を支援するもの。	相談者及びその児、小児アレルギーエデュケーター看護師	○	○	○	○	○		
さいたま市健康づくり・食育推進協議会事務	市長 保健衛生局 保健部 保健衛生総務課	令和3年4月1日 令和5年4月1日	さいたま市健康づくり・食育推進協議会設置要綱に基づき設置されたさいたま市健康づくり・食育推進協議会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。選任された委員については名前を公表し、名簿は総務課へ報告する。	協議会委員	○	○	○		○		
喫煙可能室に関する届出書受付事務	市長 保健衛生局 保健部 保健衛生総務課	令和3年4月1日 令和5年4月1日	埼玉県受動喫煙防止条例第9条第1項及び第2項の規定に基づき、飲食店関係者から喫煙可能室設置届出書及び喫煙可能室設置報告書の受け付けを行う。	飲食店関係者	○	○					
(仮称)さいたま市口腔保健センター整備検討会事務	市長 保健衛生局 保健部 保健衛生総務課	令和2年8月27日 令和5年4月1日	(仮称)さいたま市口腔保健センター整備検討会設置要綱に基づき設置された、(仮称)さいたま市口腔保健センター整備検討会開催に伴い、委員へ報償を支払う。	(仮称)さいたま市口腔保健センター整備検討会委員	○	○	○		○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業	市長 保健衛生局 保健部 保健衛生総務課	令和3年7月1日	末期と診断された若年のがん患者が住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送れるよう、在宅療養生活に要する経費の一部を補助する。	申請者	○		○		○	○	
		令和5年4月1日									
医療法人の認可等に関する事務	市長 保健衛生局 保健部 地域医療課	平成22年4月1日	医療法人に関する設立等の各種申請及び届出の受理をし、認可を行う。	医療法人の関係者	○	○	○		○		
		令和5年4月1日									
地域医療に係る施策の企画及び調整事務	市長 保健衛生局 保健部 地域医療課	平成22年4月1日	医療に係る諸問題（医療体制等）について解決を図るために、委員を選任し協議会等を運営する。また、地域医療の安定化を図るために対象事業施行者へ補助金を交付する。	協議会委員・補助事業対象者	○	○	○				
		令和5年4月1日									
さいたま市予防接種健康被害調査委員会に関する事務	市長 保健衛生局 保健部 地域医療課	平成23年7月1日	予防接種法第15条に基づく、予防接種健康被害救済制度により、救済申請にかかる事例を本市予防接種健康被害調査委員会にて審議する。健康被害に関する情報は、委員会議事録等とともに、埼玉県及び厚生労働省に進達する。	予防接種健康被害救済給付の請求者	○	○	○	○	○	○	
		令和6年4月1日									
火葬及び火葬台帳の作成にかかわる事務	市長 保健衛生局 保健部 生活衛生課	平成13年5月1日	遺体等の火葬業務、及び火葬の事実を記載する火葬台帳の作成（火葬年月日・時刻、死亡者の氏名・性別・住所・本籍・死亡年月日及び時刻、委託者の住所・氏名等の事実の記録）	死亡者及び火葬の委託者、または死産児の父母	○				○		
		令和5年4月1日									
浦和斎場・葬祭用具利用申請及び貸出事務	市長 保健衛生局 保健部 生活衛生課	平成13年5月1日	火葬炉、葬祭場など斎場の施設、及び祭壇などの葬祭用具の利用申請の受付、許可書の発行及び貸出	死亡者又は死産児の母、及び申請人	○		○		○		
		令和5年4月1日									

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
献血啓蒙事業	市長 保健衛生局 保健部 生活衛生課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	・献血推進団体、個人の表章における候補者の推薦 ・市内各協力団体（職場、学校等）と赤十字血液センターとの連絡調整	表章の候補者	○	○			○		
災害時道路消毒業務	市長 保健衛生局 保健部 生活衛生課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	台風、豪雨等により市管理道路が冠水し下水が漏出した際の道路消毒を行う。	消毒・駆除依頼者	○						
食の安全委員会運営事務	市長 保健衛生局 保健部 生活衛生課	平成23年4月21日 令和5年4月1日	さいたま市における食の安全・安心の確保について審議する「さいたま市食の安全委員会」を的確に運営することを目的とする。	委員会委員	○	○	○		○		
食の安全確保対策事業	市長 保健衛生局 保健部 生活衛生課	平成23年4月21日 令和5年4月1日	継続的な講習会・会議・イベント等を通じて、市報等により募集した参加者を含め、広く食の安全・安心に係る知識の普及啓発を図る。	食の安全・安心に関心のある者	○	○	○		○		
スズメバチの巣駆除業務	市長 保健衛生局 保健部 生活衛生課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	市民の不安を解消し安全で快適な生活環境を確保する範囲でスズメバチの巣を駆除する。	駆除依頼者	○						
森永ひ素ミルク中毒被害者対策事務	市長 保健衛生局 保健部 生活衛生課	平成27年7月22日 令和5年4月1日	森永ひ素ミルク中毒症被害者に対して、保健師等の訪問指導、デイケア、特定健診等のための情報提供事務。（(公財)ひかり協会との連携）	森永ひ素ミルク中毒被害者	○			○	○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
カネミ油症患者支援事務	市長 保健衛生局 保健部 生活衛生課	平成17年4月1日 令和5年4月1日	カネミ油症事件において健康被害を受けた者に対して支援を行うことを目的として、認定患者に対する健康実態調査や未認定患者に対する診定等の事務を行う。	認定患者及び未認定患者並びにその家族	○			○	○	○	
さいたま市動物愛護推進協議会運営事務	市長 保健衛生局 保健部 生活衛生課	平成19年4月1日 令和5年4月1日	動物の愛護及び管理に関する法律に基づき設置された動物愛護推進協議会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。委員に報酬を支払う。	協議会委員及び委員被推薦者	○	○	○		○		
さいたま市災害医療体制検討会医薬品専門部会	市長 保健衛生局 保健部 生活衛生課	平成31年2月15日 令和5年4月1日	さいたま市災害医療体制検討会設置要綱第6条の規定に基づき、さいたま市における災害時の医薬品等の確保対策について検討する。	専門部会委員	○	○	○		○		
さいたま市食品衛生推進員	市長 保健衛生局 保健部 生活衛生課	令和1年5月28日 令和5年4月1日	食品等事業者における食品衛生の向上に関する自主的な活動を促進し、市民の食の安全確保に寄与するために、食品衛生法第61条第2項の規定及びさいたま市食品衛生推進員設置要綱に基づき、さいたま市食品衛生推進員を委嘱する。	さいたま市食品衛生推進員	○	○		○	○		
さいたま市墓地等設置計画審査会運営事務	市長 保健衛生局 保健部 生活衛生課	平成17年4月1日 令和5年4月1日	さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例第10条に基づき設置する「さいたま市墓地等の設置計画審査会」を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。また、委員に報酬を支払う。	学識経験者の外部委員	○	○	○				
入学試験問題作成事務	市長 保健衛生局 保健部 高等看護学院	平成13年5月1日 令和5年4月1日	入学試験実施にあたり、試験問題作成を出題者に依頼する。	出題（問題作成）者	○	○					

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名	開始 変更 廃止 日 日 日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
入学に関する事務	市長 保健衛生局 保健部 高等看護学院	平成13年5月1日 令和5年4月1日	入学を許可するため、試験結果の総合的な判定を行い、合格者に対し入学手続きをとる。	志願者	○	○					
学生管理事務	市長 保健衛生局 保健部 高等看護学院	平成13年5月1日 令和5年4月1日	学生管理に関する事、奨学金・授業料徴収・学生の異動・各種証明書等を発行する。	在学生	○	○	○		○		
学生寮管理事務	市長 保健衛生局 保健部 高等看護学院	平成13年5月1日 令和5年4月1日	学生の入退寮に関する事務	寮生	○						
看護師の養成に関する事務	市長 保健衛生局 保健部 高等看護学院	平成13年5月1日 令和5年4月1日	看護師の養成を行うため、在学生の成績管理・健康管理、卒業生の学籍簿等、入学予定者の成績証明書等の管理を行う。	在学生・卒業生・入学予定者	○	○		○	○	○	
非常勤講師依頼事務	市長 保健衛生局 保健部 高等看護学院	平成13年5月1日 令和5年4月1日	学院の教育目的を達成するために適正な講師を選出し、講師謝金の支払いをする。	本学院非常勤講師	○	○	○				
市営墓地管理料・納骨堂使用料収納事務	市長 保健衛生局 保健部 思い出の里市営霊園事務所	平成13年5月1日 令和5年7月3日	諏訪入・善前・諏訪入第2・青山苑・思い出の里市営霊園の市営墓地管理料・納骨堂使用料について収納状況を管理し適正に収納する事を目的とし、未納者に対し督促及び滞納整理を行う業務	市営墓地及び納骨堂利用者	○		○		○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
市営墓地・納骨堂維持 管理事務	市長 保健衛生局 保健部 思い出の里市営霊園 事務所	平成13年5月1日 令和5年4月1日	諏訪入・善前・諏訪入第2・青山苑・思い出の里の市営墓地・青山苑・思い出の里納骨堂維持管理を目的として、納骨堂利用申請、墓地・納骨堂承継届、住所等変更届等に応じた墓地・納骨堂利用者台帳の整備、及び、青山苑納骨堂の和室・祭壇受付帳等を整備する事務	市営墓地・納骨堂利用者	○		○			○	
ひかり会館及び納骨堂 の受付、火葬場の予約	市長 保健衛生局 保健部 思い出の里市営霊園 事務所	昭和48年9月29日 令和5年4月1日	ひかり会館納骨堂維持管理を目的として、納骨堂利用申請、継承届、住所等変更届等に応じた納骨堂利用者台帳の整備及び祭壇受付帳、火葬場の予約申請簿等を整備する事務	会館利用者及び火葬場予約 申請者	○		○			○	
墓地公募事務	市長 保健衛生局 保健部 思い出の里市営霊園 事務所	平成13年5月1日 令和5年4月1日	市営墓地を利用しようとする者の公募を行う。	市営墓地利用希望者	○						
火葬及び火葬台帳の作 成にかかわる事務	市長 保健衛生局 保健部 大宮聖苑管理事務所	平成16年7月1日	遺体等の火葬業務、及び火葬の事実を記載する火葬台帳の作成（火葬年月日・時刻、死亡者の氏名・性別・住所・本籍・死亡年月日及び時刻、委託者の住所・氏名等の事実の記録）	死亡者及び火葬の委託者、 または死産児の父母	○					○	
と畜場法に基づく申請 等に関する事務	市長 保健衛生局 保健部 食肉衛生検査所	平成14年4月1日 令和5年4月1日	食用に供するために行う獣畜の処理の適性の確保のため、と畜場法に基づく申請・届出を受け付け、許可及び必要な措置を行う。	申請者、届出者	○	○					
食鳥処理の事業の規制 及び食鳥検査に関する 法律に基づく申請等 に関する事務	市長 保健衛生局 保健部 食肉衛生検査所	平成14年4月1日 令和5年4月1日	食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく申請、届出を受け付け、許可及び必要な措置を行う。	申請者、届出者	○	○				○	

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
牛の特定部位の焼却免除及び使用に関する許可事務	市長 保健衛生局 保健部 食肉衛生検査所	平成14年10月30日 令和5年4月1日	学術研究の用に供するため牛の特定部位の焼却免除及び使用について、牛海綿状脳症特別措置法に基づき申請受け付け、許可を行う。	申請者、届出者	○						
輸出食肉に関する申請事務	市長 保健衛生局 保健部 食肉衛生検査所	平成28年4月1日 令和5年4月1日	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づき、輸出食肉の衛生証明書及び輸出食肉を取り扱うと畜場・食肉処理施設の認定に関する申請についての事務を行う。	申請者	○						
食肉関係従事者表彰事務	市長 保健衛生局 保健部 食肉衛生検査所	平成14年4月1日 令和5年4月1日	食肉衛生の向上に献身的に努力し、その成果が顕著である食肉関係従事者に対して、その功績を表彰し、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。	表彰対象者	○	○		○			
自殺対策医療連携事業	市長 保健衛生局 保健部 こころの健康センター	平成22年10月1日 令和5年4月1日	自殺対策基本法第4条に基づき、自殺未遂者、うつ病患者等を救急医療機関、一般医療機関及び行政相談機関から精神科病院又は精神科診療所へ紹介する体制を整備することにより、自殺未遂者へ適切な精神科医療の提供及びうつ病患者の早期発見と早期治療を図り、もって市の自殺対策に寄与することを目的とする。	救急・一般医療機関、行政相談機関に受診、相談した自殺未遂患者及び自殺念慮のある者	○	○	○	○	○	○	
精神保健福祉普及啓発事業	市長 保健衛生局 保健部 こころの健康センター	平成15年4月1日 令和5年4月1日	精神保健福祉や心の健康づくり等について、広く市民に普及啓発するため、講演会の開催をはじめ、広報紙の発行等を行う。講演会の講師には、報償費を支払う。	講演会等の参加者・講師	○	○	○				
精神保健福祉教育研修事業	市長 保健衛生局 保健部 こころの健康センター	平成15年4月1日 令和5年4月1日	各関係機関において精神保健福祉業務に従事する職員等の相談技術の向上を図るため、相談業務等に必要基礎知識、専門的知識等についての各種研修を実施する。講師には報償費を支払う。	庁内外関係機関職員・講師	○	○	○				

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始 変更 廃止 日 日 日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま市精神医療審査会事務	市長 保健衛生局 保健部 こころの健康センター	平成15年4月1日 令和6年4月3日	精神医療審査会は、精神保健福祉法第12条及び第51条の12に基づき設置している機関である。この審査会は、市から届出又は報告される書類について、当該入院の必要があるかどうかや、精神科病院入院者等からの退院又は処遇改善請求について、当該入院、処遇が適切かどうかの審査を行う。審査結果は、市長に報告する。	精神科病院に入院している 精神障害者・審査会委員	○	○	○	○	○	○	
精神保健福祉センター 相談事務	市長 保健衛生局 保健部 こころの健康センター	平成15年4月1日 令和5年4月1日	精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行う。アルコール、薬物、思春期等の特定相談やひきこもり等精神保健福祉全般の相談を実施する。必要に応じて、庁内外関係機関との連携、情報共有を図る。	相談対象者及び家族等	○	○	○	○	○	○	
さいたま市精神障害者 訪問支援（アウトリーチ） 事業事務	市長 保健衛生局 保健部 こころの健康センター	令和3年4月1日 令和5年4月1日	日常生活において困難が生じている精神障害者（疑いを含む）及びその家族等を対象に、関係機関と協働しながら、ケア会議や訪問支援（アウトリーチ）を行い、保健、医療、福祉等の包括的な支援を提供する。また、会議や訪問同行に伴う調整や依頼、事務連絡を行う。	日常生活において困難が生じている 精神障害者（疑いを含む）及び家族、関係機 関スタッフ	○	○	○	○	○	○	
狂犬病予防関係事務	市長 保健衛生局 保健部 動物愛護ふれあいセンター	平成13年5月1日 令和5年4月1日	狂犬病の発生及びまん延を予防するため、市内の犬の飼い主に畜犬情報を登録するとともに、鑑札交付、狂犬病予防注射、済票交付等を実施する。	登録申請者（犬の飼い主）、 動物の診療施設の管理者	○	○					
飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費等助成 業務	市長 保健衛生局 保健部 動物愛護ふれあいセンター	平成13年5月1日 令和5年4月1日	飼い主のいない猫を増やさないために、飼い主のいない猫に去勢・不妊手術を行った方に、手術費用等の一部を助成する。	申請者及び獣医師	○	○	○				
犬のこう傷事故届処理 事務	市長 保健衛生局 保健部 動物愛護ふれあいセンター	平成14年4月1日 令和5年4月1日	飼育犬による人へのこう傷事故に対し、当該犬が狂犬病でない旨を確認し、飼い犬に対し今後の事故防止について指導することを目的とする。	こう傷犬の飼養管理者、被 害者	○						

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
化製場法動物飼養許可 申請受付事務	市長 保健衛生局 保健部 動物愛護ふれあいセ ンター	平成18年4月1日 令和5年4月1日	動物の適正な取り扱い及び周囲環境の保全を図るため、指定された動物を取り扱う者に飼養許可する。	申請者	○				○		
動物取扱業登録申請等 事務	市長 保健衛生局 保健部 動物愛護ふれあいセ ンター	平成18年4月1日 令和5年4月1日	動物の適正な取り扱い及び生活環境の保全を図るため、動物を取り扱う者に対し、登録を行う。	申請者、法人役員、動物取 扱責任者、従業者	○	○	○		○		
動物愛護に関する事務	市長 保健衛生局 保健部 動物愛護ふれあいセ ンター	平成18年4月1日 令和5年4月1日	動物の適正飼養及び譲渡事業の推進のため、職場体験教室、しつけ方教室への参加や譲渡の希望を受け付ける。	イベント参加希望者、譲渡 希望者	○	○			○	○	
特定動物飼養保管許可 申請等事務	市長 保健衛生局 保健部 動物愛護ふれあいセ ンター	平成18年4月1日 令和5年4月1日	動物により人の生命等に対する侵害を防止するため、動物を飼養・保管する者に対し、許可する。	申請者、法人役員、取扱者	○	○			○		
動物の収容・返還、不明・保護届出受付事務	市長 保健衛生局 保健部 動物愛護ふれあいセ ンター	平成18年4月1日 令和5年4月1日	動物を保護した者との連絡手段の確保、飼い主への指導（逸走の再発防止、終生飼養の必要性）及び保護された動物の飼い主への早期返還、センターへのねこ等を引き渡す個人の明確化を目的とする。	届出者、申請者	○						
さいたま市動物愛護推 進員事業実施事務	市長 保健衛生局 保健部 動物愛護ふれあいセ ンター	平成19年12月1日 令和5年4月1日	動物の愛護及び管理に関する法律に基づき設置された動物愛護推進員の活動を円滑に実施するため、必要な事務連絡等を行う。	動物愛護推進員及び推進員 被推薦者	○	○	○		○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
招へい医師事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 病院総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	当直または高度な技術を必要とする手術等を補充するための外部からの医師の招へいの登録と謝金の支払を行う	各科の招へい医師	○	○	○			○	
医療職員の人事管理事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 病院総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	医療職員の個人情報の収集と採用から退職までの人事管理	医療職員	○	○		○	○	○	
市立病院職員宿舍管理事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 病院総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	市立病院付近に職員宿舍を設置することにより、医師、看護師等の人員確保、並びに緊急時の対応を容易にするため	職員宿舍の入居者	○	○	○		○		
病院開設等許認可届出事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 病院総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	病院運営に係る官公庁等への許認可届出	市立病院職員及び委託職員	○	○		○	○		
市立病院不在者投票事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 病院総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	公職選挙法により、都道府県知事が指定する施設においては、入院患者はその施設で不在者投票を行えるため、その事務（市町村への投票用紙等の請求・投票の送致、投票、県市町村への不在者投票に係る経費の請求）を処理する。	不在者投票を請求した者	○			○	○		
医療職員の募集・採用事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 病院総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	医療職員の募集、採用	医療職員（受験申込者）	○	○		○	○	○	

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
医療職員の採用、昇格、退職の内申事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 病院総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	医療職員の採用、昇格、退職の内申	医療職員	○	○		○	○	○	
医療職員の資格免許証の管理事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 病院総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	医療職員の資格免許証の管理	医療職員	○	○					
市立病院医師の保険医登録票管理事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 病院総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	県知事へ届出する医師の保険医登録の管理	医師	○	○					
市立病院医師の医師会入会退会に係る事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 病院総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	市、県の医師会入会・退会するための事務	市立病院の医師会を入、退会した医師	○	○		○	○		
非常勤嘱託事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 病院総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	非常勤嘱託の報酬支払い	非常勤嘱託	○		○				
保育施設入室事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 病院総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	保育施設入室許可決定を行うため、保育施設利用希望者の入室申込受付を行い、保育室での面談結果を受けて許可通知等の事務を行う。	看護職員等	○	○			○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
会計年度任用職員事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 病院総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	会計年度任用職員の募集と採用・退職と給与・報酬の支払い	会計年度任用職員（希望者含む）	○	○	○	○	○	○	
医療事故・保険事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 病院総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	医療事故に係る事務	患者	○	○			○	○	
院内ボランティア事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 病院総務課	令和5年12月1日	病院内で医療職員と協力して、患者さんが安心して治療を受けられるよう、院内案内・誘導や車椅子介助等のサポートを行う院内ボランティア希望者の申込受付を行い、ボランティア保険の加入手続きやボランティア名簿作成等、院内ボランティア活動の運営に必要な事務を行う。	ボランティア希望者	○			○		○	
さいたま市立病院経営評価委員会	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 病院財務課	平成24年4月1日 令和5年4月1日	さいたま市立病院経営評価委員会設置要綱に基づき設置された委員会を適正に運営するため、委員を選定し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。選任された委員については氏名と略歴を公表し、名簿は、総務課へ報告する。	さいたま市立病院経営評価委員	○	○	○		○		
診療報酬請求事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	診療を受けた者の、診療報酬明細書を作成し、保険者負担分を請求する。	診療を受けた者で、保険者負担のある人	○		○	○		○	
生活保護医療費請求事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	保護の実施機関の発給した医療券を受領し、診療費の請求を行う。	受診者のうち生活保護受給者	○		○	○		○	

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
死亡診断書発行事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	戸籍抹消のため、死亡者名、死亡日時、病名等を記載する。	当院での死亡者	○				○	○	
医業未収金整理事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	医療費の未納者を整理し、必要な調査及び督促をし、徴収する。	医療費の未納者	○	○	○		○		
人間ドック事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	人間ドック申込事務。人間ドック受診者の成績表の作成、郵送事務。	人間ドック申込者	○				○	○	○
女性のヘルスチェック事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	女性を対象とした健康診断	女性のヘルスチェック受診者	○				○	○	
消防署の救急車による患者搬送承認事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	消防署の救急車による患者搬送の申込事務。患者氏名、搬送日、搬送先を記載する。	消防署の救急車による搬送患者	○					○	
入院受付事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	入院患者の受付事務。入院患者の氏名、住所、病名を記載、誓約書を作成する。	入院患者	○				○	○	

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供	
					一般的取扱情報					要配慮		
					基本	経歴	経済	心身	生活			
特別病室使用料免除意見書作成事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	特別室の使用料免除事務。免除理由を記載する。	特別室使用料免除者	○		○				○	
出生証明書発行事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	出生証明書の発行、出生日時・健康状態・体重等を記載する。	出生者	○			○	○			
結核入所事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	結核患者を隔離病棟へ入所させるにあたっての必要書類の作成事務。	結核入所患者	○		○	○	○		○	
管理検診及び家族検診報酬請求事務(結核)	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	結核患者及び家族への検診の実施と、診療費の請求事務。	結核検診受診者	○		○		○		○	
育成医療券及び給付承認事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	育成医療受給者であることを認める書類を基に診療費の請求を行う。	育成医療券給付者	○		○		○		○	
妊婦健診請求事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	妊婦健診を行った患者の診療費の請求事務。	妊婦健診受診者	○		○		○		○	

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
人工中絶同意事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	人工中絶を行うにあたり、中絶理由を記載した同意書を作成する。	人工中絶者	○			○	○	○	
被爆者健康診断事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	原子爆弾被爆者健康診断の実施、診療費の請求事務。	原子爆弾被爆者（当院受診者）	○		○			○	
東京都負担医療費請求事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	東京都負担医療費対象者の診療費の請求事務。	東京都負担医療費対象患者	○		○		○	○	
公害診療報酬請求事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	公害患者の診療費の請求事務	公害患者	○		○			○	
小児慢性特定疾患診断書作成事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	小児慢性特定疾患患者に関する診断書を作成し、公費認定の資料とする。	小児慢性特定疾患患者	○					○	
育成医療意見書作成事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	育成医療に関する意見書を作成し、公費認定の基となる資料とする。	育成医療受給患者	○					○	

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供	
					一般的取扱情報					要配慮		
					基本	経歴	経済	心身	生活			
在宅酸素療法指示事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	在宅酸素療法が必要な患者への指示書を作成する。	在宅酸素療法が必要な患者	○						○	
在宅酸素装置保守点検管理事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	在宅酸素供給販売会社との安全基準に関する覚書	在宅酸素供給販売会社	○	○						
オンライン資格確認事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 医事課	令和3年10月20日 令和5年4月1日	健康保険法に基づき、オンライン資格確認等システムにより市立病院窓口で患者の直近の健康保険資格情報等の確認を行う際の、患者の同意取得を前提として、特定健診結果や薬情報等を医師等が閲覧することで、適切な診療に役立てる。	市立病院の外来受診患者及び入院患者	○	○	○	○			○	
診療及び診療録管理事務	市長 保健衛生局 市立病院 病院経営部 情報管理室	平成13年5月1日 令和5年4月1日	患者ごとの病歴、背景、治療、処置記録、経過、検査記録、処方、診療に関する意思表示を記載する。記載された診療録は1患者1ファイルとして管理する。	外来、入院患者	○	○	○	○	○		○	○
医療相談状況管理事務	市長 保健衛生局 市立病院 患者支援センター	平成13年5月1日 令和5年4月1日	外来、入院患者の相談介入状況及び入院患者の転帰について管理するもの	外来、入院患者	○	○	○	○	○		○	
市民公開講座参加申込受付事務	市長 保健衛生局 市立病院 患者支援センター	令和4年8月23日	市民公開講座への参加申込を受け付け、申込者に対して講座参加の可否等について連絡する。	市民公開講座参加申込者	○							

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始 変更 廃止 日 日 日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
医務関係事務	市長 保健衛生局 保健所 保健所管理課	平成14年4月1日	医療法等に基づく診療所等の開設、変更に係る許認可、届出受理を行う。	申請者及び申請者の開設する医療機関等の従事者	○	○	○	○	○		
		令和5年4月1日									
衛生免許関係事務	市長 保健衛生局 保健所 保健所管理課	平成14年4月1日	医師等衛生関係免許の新規・変更等の手続きに係る受付を行う。	申請者	○	○					
		令和5年4月1日									
国民生活基礎調査統計 管理事務	市長 保健衛生局 保健所 保健所管理課	平成16年9月14日	統計法等に基づく国民生活基礎調査調査を実施するに当たり、調査に従事する統計調査員の個人情報、及び統計調査の実施に伴う世帯名簿、調査地区要図等を管理する。	調査に従事する統計調査員、及び調査対象世帯	○		○	○	○		
		令和5年4月1日									
社会保障・人口問題基本 調査統計管理事務	市長 保健衛生局 保健所 保健所管理課	平成14年4月1日	統計法等に基づく社会保障・人口問題基本調査を実施するに当たり、調査に従事する統計調査員の個人情報、及び統計調査の実施に伴う世帯名簿、調査地区要図等を管理する。	調査に従事する統計調査員、及び調査対象世帯	○		○	○	○		
		令和5年4月1日									
受療行動調査統計管理 事務	市長 保健衛生局 保健所 保健所管理課	平成14年4月1日	統計法等に基づく受療行動調査を実施するに当たり、調査に従事する統計調査員の個人情報を管理する。	調査に従事する統計調査員	○		○	○			
		令和5年4月1日									
人口動態調査事務	市長 保健衛生局 保健所 保健所管理課	平成14年4月1日	人口動態調査令等に基づく人口動態調査を実施するに当たり、人口動態調査票を審査し、県へ提出する。出生小票、死亡小票、死産届を管理し、人口動態調査令施行細則第7条に基づき保健所の運営資料として利用する。	戸籍届出人(出生、死亡、婚姻、離婚)、死産届届出人	○	○		○	○	○	○
		令和6年4月1日									

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
衛生検査精度管理専門 委員会運営事務	市長 保健衛生局 保健所 保健所管理課	平成14年4月1日 令和5年4月1日	さいたま市衛生検査精度管理専門委員会設置要綱に基づき設置された精度管理専門委員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は非公開とする。名簿は総務課へ報告する。	委員会委員	○	○	○	○			
医療安全推進協議会事務	市長 保健衛生局 保健所 保健所管理課	平成20年6月20日 令和5年4月1日	医療法第6条の13に基づき設置された医療安全支援センターの運営要領により、医療安全推進協議会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は原則公開とする。選任された委員については、名前を公表し、名簿は、総務課へ報告する。	医療安全推進協議会委員及び 連絡会議委員	○	○	○		○		
医療安全相談事務	市長 保健衛生局 保健所 保健所管理課	平成17年4月1日 令和5年4月1日	医療法第6条の13に基づき、患者・家族等と医療機関等との信頼関係の構築を支援するため、医療安全相談窓口を設置し、医療に関する様々な相談について、中立な立場から問題解決できるよう支援している。	医療関係機関に携わる者及び 相談者	○	○	○	○	○	○	
健康づくり健診事業	市長 保健衛生局 保健所 健康支援課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	健康増進法等に基づき、各種健診事業を4医師会等に委託し実施するとともに、健康相談、健康教育等を実施する。(健康手帳の交付、健康教育、健康相談、訪問指導、健康診査、がん検診、食生活改善推進員養成講座を実施) また、要支援者発見のために、必要に応じて関係機関と情報共有を図る。	18歳以上の市民	○	○		○	○	○	
歯科保健表彰	市長 保健衛生局 保健所 健康支援課	平成14年4月1日 令和6年4月1日	国や県等からの被表彰者の推薦依頼を受け、表彰等に関する事務等を行い、依頼元へ推薦を行う。	歯科関係被表彰者	○	○		○	○		
栄養関係団体等育成事務	市長 保健衛生局 保健所 健康支援課	平成14年4月1日 令和6年4月1日	栄養関係団体等を支援することにより地域における健康づくりを推進することを目的とする。団体加入者を対象とした研修会の開催を行う。国や県等からの被表彰者の推薦依頼を受け、表彰等に関する事務等を行い、依頼元へ推薦を行う。	食生活改善推進員協議会、 給食研究会、地域活動栄養士、 栄養関係被表彰者	○	○		○	○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
国民健康・栄養調査事務	市長 保健衛生局 保健所 健康支援課	平成14年9月1日 令和6年4月1日	健康増進法に基づき、国民の栄養状況・健康状態・身体状況等を把握するため毎年実施するもので、国と国が指定する国立健康・栄養研究所へ報告する。	国民生活基礎調査世帯または国勢調査世帯のうち、無作為抽出された地区の住民、調査員	○	○	○	○	○	○	
歯科疾患実態調査事務	市長 保健衛生局 保健所 健康支援課	平成17年7月29日 令和6年4月1日	国民の歯科疾患状況を把握するために5年に1度実施される調査であり、国民健康・栄養調査と同時に実施されるものである。調査結果については国へ報告する。	国民健康・栄養調査において設定される地区からさらに無作為抽出した地区内の満1歳以上の世帯員	○			○		○	
給食施設栄養管理指導事業	市長 保健衛生局 保健所 健康支援課	平成18年1月5日 令和6年4月1日	健康増進法に基づき、特定給食施設等の届出・報告での管理者等を明確にする。また、特定給食施設等を対象とした研修会等を行う。	特定給食施設等の設置者・管理者・責任者・管理栄養士・栄養士・調理師、講師	○	○	○		○		
健康づくり協力店普及啓発事業	市長 保健衛生局 保健所 健康支援課	平成18年1月5日 令和6年4月1日	市民の健康づくりを食生活の面から応援する飲食店・給食施設等の指定を行うもので、代表者等を明確にする。	飲食店等の代表者・責任者、店舗支援員	○	○	○	○			
食品表示事務	市長 保健衛生局 保健所 健康支援課	平成18年1月5日 令和6年4月1日	健康増進法に基づく特別用途表示及び誇大表示の禁止に係る事務を行う。また、食品表示法に基づく栄養成分表示に係る事務を行う。	食品の販売者・製造者、申請者	○	○					
予防接種事業	市長 保健衛生局 保健所 感染症対策課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	予防接種法に基づき疾病の発生及びまん延を防ぐため各種予防接種を四医師会等に委託し、各医療機関で実施している。	被接種対象者	○		○	○	○	○	

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
感染症予防事務	市長 保健衛生局 保健所 感染症対策課	平成14年4月1日 令和6年4月1日	感染症法に基づき感染症のまん延防止及び感染症患者の医療に関する必要な措置により公衆衛生の向上を図る。	患者及び接触者等	○	○	○	○	○	○	○
母子保健各種医療給付事務	市長 保健衛生局 保健所 感染症対策課	平成14年4月1日 令和6年4月1日	専門的母子保健活動として、各種医療機関等との連携をとり、長期療養等を必要とする乳幼児・児童及び親に対する支援を行う。	長期療養を必要とする患者及び家族	○	○	○	○	○	○	○
難病に関する事務	市長 保健衛生局 保健所 感染症対策課	平成14年4月1日 令和6年4月1日	難病（発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの）の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図る。	難病に罹患している患者及び家族又は関係機関	○	○	○	○	○	○	
妊娠高血圧症候群等療養援助費支給事業	市長 保健衛生局 保健所 感染症対策課	平成18年4月1日 令和6年4月1日	療養に要する費用の一部を支給することにより、適切な医療を受けさせ、症状の重症化を防ぐとともに、妊産婦の死亡及び後遺障害を防ぎ、併せて未熟児及び心身障害の発生の防止を図る。	妊娠高血圧症候群等罹患している妊産婦	○	○	○	○	○	○	
新型コロナウイルス感染症予防接種証明書発行事業	市長 保健衛生局 保健所 感染症対策課	令和3年1月15日 令和6年4月1日	予防接種法に基づき特例臨時接種として接種した新型コロナウイルスワクチンの接種履歴に関する証明書等の発行を行う。	被接種者	○			○	○		
精神保健福祉相談事務	市長 保健衛生局 保健所 精神保健課	平成14年4月1日 令和5年4月1日	精神障害者及びその家族等の抱える問題について、精神保健福祉法第47条、心身喪失者医療観察法に基づき相談に応じるため、精神障害者やその家族に最も効果的な処遇を行うことにより、より良い医療、福祉の向上を図る。必要に応じて関係機関との連携・情報の共有を図る。	相談者	○	○	○	○	○	○	○

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
精神保健福祉普及啓発事業	市長 保健衛生局 保健所 精神保健課	平成14年4月1日 令和5年4月1日	市内の在住・在勤・在学者を対象に、精神疾患やこころの健康に関する正しい知識の普及啓発のため、教室、講演会やパネルディスカッション等を実施する。また、教室や講演会終了者に対して、交流会や学習の場を提供していく。	市内に在住、在勤、在学者 (内容により限定することもある)	○			○	○	○	
精神保健医療事業	市長 保健衛生局 保健所 精神保健課	平成15年4月1日 令和6年4月1日	精神保健福祉法第22条～26条3に基づき警察等からの申請・通報を受け、精神保健診療の必要性を調査後、精神保健指定医と連携を図る。診療の必要な方に移送・診察を実施。措置入院対象者の入院費を公費負担。	精神保健福祉法に基づく警察等からの通報対象者。措置入院対象者。	○	○	○	○	○	○	○
法定提出書類関係事務	市長 保健衛生局 保健所 精神保健課	平成15年4月1日 令和6年4月1日	措置入院決定報告書、措置入院者の定期病状報告書、措置入院者の症状消退届、医療保護入院者の入院届、医療保護入院者の入院期間更新届、医療保護入院者の退院届の内容確認し精神医療審査会へ提出。審査会で再審査となった書類について該当病院を指導、再提出依頼し、法律に基づく入院が適切に行われるようにする。	措置入院者・市内医療機関に医療保護入院した者	○	○	○	○	○	○	
精神保健福祉法第34条移送事業	市長 保健衛生局 保健所 精神保健課	平成18年11月2日 令和5年4月1日	精神保健福祉相談を受けるなかで、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある精神障害者について、本人の同意がなくても保護者等の同意がある場合において、審査会へ諮問のうえ、精神保健指定医と連携し、精神科病院に医療保護入院、保護者の同意がない場合は応急入院をするための移送を実施する。	精神保健福祉法第34条に基づく精神障害者	○	○	○	○	○	○	
食品関係の営業許可等に係わる事務	市長 保健衛生局 保健所 食品衛生課	平成14年4月1日 令和6年4月1日	食品関係営業等に係わる営業の責任者及び食品を取り扱う業務をする上での衛生面での責任者を明確にする。	申請者、食品衛生責任者	○	○		○	○	○	○
食中毒苦情処理事務	市長 保健衛生局 保健所 食品衛生課	平成14年4月1日 令和6年4月1日	飲食に起因する衛生上の危害が発生した際に、患者等の症状調査や検査を実施する共に原因食品の疫学的調査を実施することで原因の追究、食中毒の拡大防止を図るなど適切な措置を講じる。	届出者	○	○		○	○	○	

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
食品衛生に関する表彰 及び講座等開催事務	市長 保健衛生局 保健所 食品衛生課	平成25年4月1日 令和6年4月1日	市内の食品関係事業者で、食品衛生に関して献身的に努力している施設及び従業員等を表彰するために、本人に通知する。また、市内に在住する者を対象に、食品衛生の普及を目的とした講座等を開催するため、希望者を募集、抽選を行い、その結果を本人に通知する。	講座参加希望者、表彰受賞者	○	○		○		○	
理容業営業申請等事務	市長 保健衛生局 保健所 環境薬事課	平成14年4月1日 令和5年4月1日	保健衛生上の危害を防止するため、施設の営業者に対して許可を行う。	理容業営業申請者、美容業 営業申請者、クリーニング 業営業申請者	○	○				○	○
旅館業営業申請等事務	市長 保健衛生局 保健所 環境薬事課	平成14年4月1日 令和5年4月1日	保健衛生上の危害を防止するため施設の営業者に対して許可を行う。	旅館業営業申請者、公衆浴 場営業申請者、興行場営業 申請書	○	○					○
シックハウス対策事務	市長 保健衛生局 保健所 環境薬事課	平成14年4月1日 令和5年4月1日	化学物質による健康被害の軽減を行う。	相談者	○			○			
水質検査事務	市長 保健衛生局 保健所 環境薬事課	平成14年4月1日 令和5年4月1日	飲料水の衛生確保を行う。	申請者	○						○
薬機法、毒物及び劇物 取締法に基く許認可事 務	市長 保健衛生局 保健所 環境薬事課	平成14年4月1日 令和5年4月1日	保健衛生上の危害を防止するため、医薬品や毒物劇物を販売する者に対して許可、登録等を行う。	申請者	○	○				○	○

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
温泉法に基づく温泉利用許可書事務	市長 保健衛生局 保健所 環境薬事課	平成14年4月1日 令和5年4月1日	保健衛生上の危害を防止するため温泉を利用する者に対して許可を行う。	申請者	○	○					
建築物衛生法に基づく申請等事務	市長 保健衛生局 保健所 環境薬事課	平成14年4月1日 令和5年4月1日	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、事務所、店舗等の特定建築物（延べ床面積3000平方メートル以上）の届出の受理、建築物における環境衛生上の維持管理を業とする者のうち一定の要件を満たす者について登録を行っている。	届出者、申請者	○	○					
遊泳用プールの届出等事務	市長 保健衛生局 保健所 環境薬事課	平成14年4月1日 令和5年4月1日	遊泳用プールの施設及び水質の適正な維持管理を図るため、「さいたま市プール維持管理要綱」に基づき、開設の届出の受理等を行う。	衛生責任者	○	○					
有害物質を含有する家庭用品に係る苦情処理	市長 保健衛生局 保健所 環境薬事課	平成14年4月1日 令和5年4月1日	「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づく家庭用品の健康被害等についての相談、苦情を受け、必要に応じて調査、立ち入り等を実施する。	苦情者	○			○			
ねずみ・衛生害虫相談等事務	市長 保健衛生局 保健所 環境薬事課	平成14年4月1日 令和5年4月1日	ねずみ、衛生害虫等についての市民からの相談に対し、種類の確認、防除方法等の指導を行うとともに、衛生害虫等の同定を希望する市民については市健康科学研究センターに検査依頼し、検査結果を通知する。	相談者、依頼者	○				○		
水道施設の許可等事務	市長 保健衛生局 保健所 環境薬事課	平成14年4月1日 令和5年4月1日	「水道法」「自家用水道条例」に基づき専用水道、簡易専用水道及び自家用水道の水道施設の許可等を行う。	水道施設の管理技術者	○	○					

